

17千環環第285号  
平成17年12月15日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉市長 鶴岡 啓一

東京国際空港再拡張事業に係る「環境影響評価準備書」に対する意見について（回答）

平成17年8月25日付け環第325号により依頼を受けた標記について、環境影響評価法第20条第2項の規定による環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

担当  
環境局環境保全部  
環境調整課環境評価係  
電話 043-245-5141  
FAX 043-245-5553

東京国際空港再拡張事業に係る「環境影響評価準備書」に対する意見

東京国際空港再拡張事業に係る「環境影響評価準備書」について下記の意見を述べますので、知事意見の形成に際しては、本市意見を勘案願います。

記

1 環境影響評価全般に関すること

- (1) 環境影響評価の項目及び手法については専門的分野が多いことから、その選定理由や妥当性を含め、より具体的かつ一般市民にわかりやすい内容で環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。
- (2) 環境保全措置については、環境への影響を回避し、又は低減するとともに、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性及びこれらの検討の経過を具体的に評価書に記載すること。
- (3) 環境への影響を低減すべく、今後の事業計画の具体化へ向けて、現在準備書に記載されている内容を更に検証し、必要事項を見直し、見直した場合には、その内容、理由等についてわかりやすく評価書に記載すること。
- (4) 環境影響評価終了後においても適切なモニタリングを継続し、必要に応じ、本市と協議の上、適切な措置を講じること。

2 飛行経路の設定について

- (1) 深夜早朝における南風運用時の着陸経路については、飛行経路下地域の環境保全を踏まえ、本市上空を回避すべく再考すること。
- (2) 南風好天時の着陸時の本市上空の飛行高度の上昇については、大幅に増便が見込まれることから、将来の管制技術の進展等を踏まえ、引き続き検討すること。
- (3) 飛行経路のバラツキについて予測及び評価に用いたデータ等を示すとともに、鉛直方向のバラツキ等についても予測及び評価を行うこと。
- (4) 航空機騒音の予測に関する手法及び設定条件等（機種別騒音レベル、予測位置、飛行位置、飛行経路ごとの便数及び機種別運航割合等）について評価書に記載すること。

### 3 騒音について

- (1) 再拡張後は飛行高度が現在より上昇するとはいえ、将来の管制技術の進展の推進を踏まえ、本市上空における様々な飛行形態を想定し、地域ごとにきめ細かく調査、予測及び評価を行うとともに、本市上空への航空機の集中回避を検討すること。  
なお、飛行時間帯の設定に当たっては、特に静寂が必要とされる時間帯はすべて海上域の飛行経路とすること。
- (2) 本市上空に設定された飛行経路は、今まで飛行実績がない地域があることから、航空機騒音に係る環境基準が達成されていることをもって、環境影響の程度が小さいと判断するのは妥当ではない。  
また、再拡張事業の前後で、航空機騒音がどのように変化するのか数値で評価書に記載すること。
- (3) 航空機騒音の環境影響評価に当たっては、単に航空機騒音に係る環境基準だけでなく、航空機の種類別に1機当たりの騒音レベル等による予測及び評価を行い、再拡張前後の比較を明確に評価書に記載すること。
- (4) 再拡張後における航空機の運航計画の詳細が定まっていないことから、適切な測定地点を選定し、詳細な実施方法及び時期等について定め、事後の調査を的確に実施する旨評価書に記載すること。
- (5) 騒音の影響が可能な限り低減されるよう、騒音を低減する運航方法及び低騒音型の航空機を率先的に導入するよう関係機関に要請すること。

### 4 電波障害について

南風好天時に本市上空を飛行することから、航空機の運用に伴って発生のある電波障害（フラッター障害）については、本市内全域について予測及び評価を行うとともに、事後調査の詳細な実施方法、時期及び適切な障害の回避、低減対策等について評価書に記載すること。

### 5 陸生動物等について

- (1) 鳥類に係る環境影響評価の項目の選定において、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運航並びに飛行場の施設の供用を影響要因として選定することを検討し、その結果について評価書に記載すること。
- (2) 鳥類の行動特性は時間帯や天候に左右されるところが多いため、できるだけこれらに関するデータを追加し、評価書に記載すること。
- (3) 鳥類の種組成は多様性に富み、東京湾全体が生息域となっている一方で、東京湾

の埋立が進み、生息域が著しく狭められていることから、鳥類を主体として生態系に係る調査について、飛行経路と想定される区域の小櫃川河口部、養老川河口部、谷津干潟及び三番瀬を現地調査地点に追加し、繁殖期、越冬期、春と秋の渡りの時期及び夜間における継続的な調査の実施について検討すること。

なお、夜間の東京湾岸は空港関連施設をはじめ各種施設からの照明等によりかなり明るいことが想定されることから、この照明等が生物に与える影響について解明するため、所要の知見の集積について検討すること。

## 6 廃棄物等について

建設工事及び施設の供用等に伴って発生する廃棄物等については、発生により環境への負荷が増大する可能性があるため、できる限り排出を抑制するとともに、再生利用等の適正な循環的利用を行い、それが行われないものについては適正な処分を確保し、環境への負荷の低減に努めること。

## 7 温室効果ガスについて

工事及び供用時において、排出される温室効果ガスが大幅に増加することが見込まれることから、そのための対策を十分検討し、可能な限りその低減に努めること。

## 8 埋立による影響等について

- (1) 新設する滑走路は、埋立・栈橋組合せ構造を前提としているが、この構造や滑走路の位置及び向き等を決定するに至った検討の経緯並びに平面計画等を評価書に記載すること。
- (2) 調査水域の生態系における主要生物種と群集構造以外に、生態系内部にみられるエネルギーの流れや物質循環、更に系を支配したり制御する主要生物が持つ情報伝達などの機能についての考察を行い、評価書に記載すること。  
また、注目種以外の種についても現地の生態系を考慮し、必要に応じ可能な限り具体的な評価を行い、その結果を評価書に記載すること。  
特に付着性の外来動物種の生息状況についても評価書に記載すること。
- (3) 新設する滑走路の構造及び埋立工事については、環境に配慮したものとするとともに、工事着手までに本市沖を含めた東京湾全体の水質、底質及び流況に関して、可能な限り環境に影響の少ない方法について検討すること。

## 9 土砂採取について

埋立てに用いる土砂の採取場所についても環境保全に配慮するとともに、その採取及び運搬に伴う環境への影響をできる限り低減するよう配慮するとともに、その運搬に際しては、市街地を走行しないようにすること。